

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 役員選任施行規程

第1条 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則（以下「役員選任規則」）を円滑に実施するため、この施行規程を定める。

第2条 役員選任規則第6条に定める必要事項は、次のとおりとする。

- (1) 選挙期日及びその場所に関する事項
- (2) 候補者の届出に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

第3条 役員選任規則第8条第1項に規定する届け出は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 推薦書（推薦人1名以上の記名捺印を含んだ推薦書）
- (2) 内諾書（施設長の承諾書）
- (3) 承諾書（被推薦人の承諾書）
- (4) 略歴書（被推薦人の略歴）

2 前項の推薦書は、会費を完納している正会員1名以上の署名捺印がなくてはならない。

第4条 選挙における投票用紙は、選挙管理人が管理する。

第5条 選挙における投票は、役員選任規則第10条第3項に規定する信任投票の場合は、選任を不可とする候補者の氏名の所定の欄に×印を記載し、所定の投票箱に投票するものとする。

2 前項に規定する以外の選挙における投票は、投票しようとする候補者氏名の上欄に○印を記載し、所定の投票箱に投票するものとする。

3 ○印を記載する場合、○印の数は定数以内とし、それ以上つけたものは、無効とする。

第6条 選挙における開票は選挙管理人が行う。

2 総会議長は、あらかじめ指名された選挙立会人を、開票作業に立ち合わせる。

第7条 第5条第1項に規定する信任投票においては、開票の結果、不可とする数が選挙人である正会員の半数未満である場合に、その者を当選者とする。

2 前項に規定する以外の選挙においては、開票の結果、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選者とする。ただし、定数枠の最後の者の得票数の数が同じときは、抽選によって決定する。

第8条 当選者の数が定数に満たなかった場合は、追加の候補者を会長が提案し、この者について追加選挙を行う。投票の方法は、第5条第2項及び第3項の定めに従う。この場合、会長は、選任数を超える候補者を提案して、得票数の多い順に当選するものとすることができる。

第9条 選挙管理人は、総会議長に対し選挙結果により決定した当選者を役員選任規則第12条に規定さ

れた選挙による選出者として報告する。

2 選挙立会人は前項の報告について、適正に行われたかを総会議長に報告する。

第10条 選挙管理人は告示から前条報告までを文書に整理し、選挙立会人の署名捺印および選挙管理人全員の署名捺印のもと、総会議長に報告書を提出し受理された時点で解散とする。

第11条 この施行規程に定めるもののほか、実施について必要な事項は選挙管理人が別に定める。

第12条 この施行規程の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則

この施行規程は、平成 26年 3月 13日（総会開催日）より施行する。

この施行規程は、平成 29年 5月 16日（総会開催日）より施行する。